

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（父、母、子及び祖母）について、1. 平成27年3月分以降の日常生活障害慰謝料（増額分）として、申立人子は精神疾患（精神障害等級2級）を抱え、申立人祖母は要支援2の認定を受けていたなど、一定の援助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である平成27年10月分まで、申立人らそれぞれについて月額3万円が賠償された（申立人子は平成27年11月分から平成30年3月分まで月額1万5000円の増額分がさらに賠償された。）ほか、2. 平成27年3月分以降の就労不能損害として、申立人父につき平成29年2月分まで、申立人子につき平成30年2月分まで、それぞれの事故前収入を基準として、原発事故の影響割合を平成28年2月分まで10割、平成29年2月分まで5割、（申立人子については）平成30年2月分まで3割として賠償された事例。

## 全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1，同X2，同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、金3847万3225円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年4月9日

（仲介委員 上妻 英一郎）

H00-O

申立人 X1ほか 3名

X1

損害項目	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	3,940,000	H27.3.1～H30.3.31
就労不能損害	11,371,166	H27.3.1～H29.2.28
<b>和解金額</b>	<b>15,311,166</b>	

X2

損害項目	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	3,700,000	H27.3.1～H30.3.31
<b>和解金額</b>	<b>3,700,000</b>	

X3

損害項目	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	4,375,000	H27.3.1～H30.3.31
就労不能損害	5,220,000	H27.3.1～H30.2.28
診断書取得費用	6,480	H30.11.13 及び H30.11.14
<b>和解金額</b>	<b>9,601,480</b>	

X4

損害項目	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	3,940,000	H27.3.1～H30.3.31
被申立人による平成27年6月17日付プレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取扱いについて」に基づく平成27年3月以降の営業損害」	4,800,000	
<b>和解金額</b>	<b>8,740,000</b>	

上記合計額

37,352,646

本件和解仲介に係る弁護士費用(3%)

1,120,579

**和解金額合計****38,473,225**